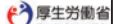


栽培／飼養管理が可能な品目群 (原木きのご類は除く) の検査対象品目及びその対象自治体

		福島県
基準値の 1/2～基準 値の品目	野菜類	●
	果実類	●
米		■

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は、岩手県、宮城県、福島県及び栃木県において実施する。

直近1年間 (2019年4月1日から2020年2月29日まで) の結果に基づき分類
 ●: 基準値 (水産物においては基準値の1/2) 超過が検出されたもの。
 ○: 基準値の1/2の超過が検出されたもの (基準値超過が検出されたものを除く)。
 ■: 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (2020年3月23日)」 (原子力災害対策本部) の別添において検査対象となっているもの。
 -: 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

栽培／飼養管理が可能な品目群 (原木きのご類は除く) は、直近3年間の検査結果に基づき、基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体を検査対象品目ごとに定めています。

また、他の自治体においては、必要に応じて検査を実施することとしています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2021年3月31日